笠岡市大井地区 地区計画のしおり

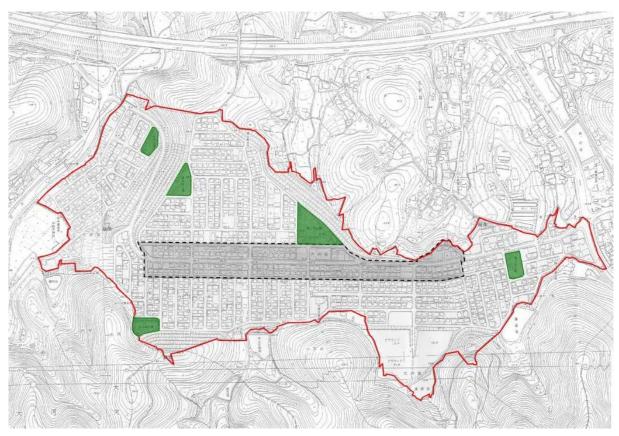
お問い合わせ 笠岡市建設部都市計画課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

TEL (0865) 69-2138

FAX (0865) 69-2183

●届出が必要な区域はこの区域です!



●届出が必要な行為

	切土・盛土等,道路・宅地の造成,駐車場やコートの整備などさ
土地の区画	れる場合は,届出が必要です。
形質の変更	(なお, 1,000㎡以上の開発行為については, 開発許可制度の
	中で運用するため、この届出は不要です。)
建築物の建築	ビルや看板などを建てられる場合,建築確認申請の要・不要を問
工作物の建設	わず届出が必要です。(垣,柵をさせる場合も必要です。)
建築物又は工作物	
の用途の変更及び	建築物や工作物の用途又は屋外広告物の形や色,表示方法につい
公告物の形態, 意	て変更をされる場合は、届出が必要です。
匠の変更	

住み良い笠岡市大井地区をめざして・・・あなたがまちづくりの主役です!

笠岡市大井地区における建築物等に関する制限について

(地区整備計画の区域内は、次のような制限があります。)

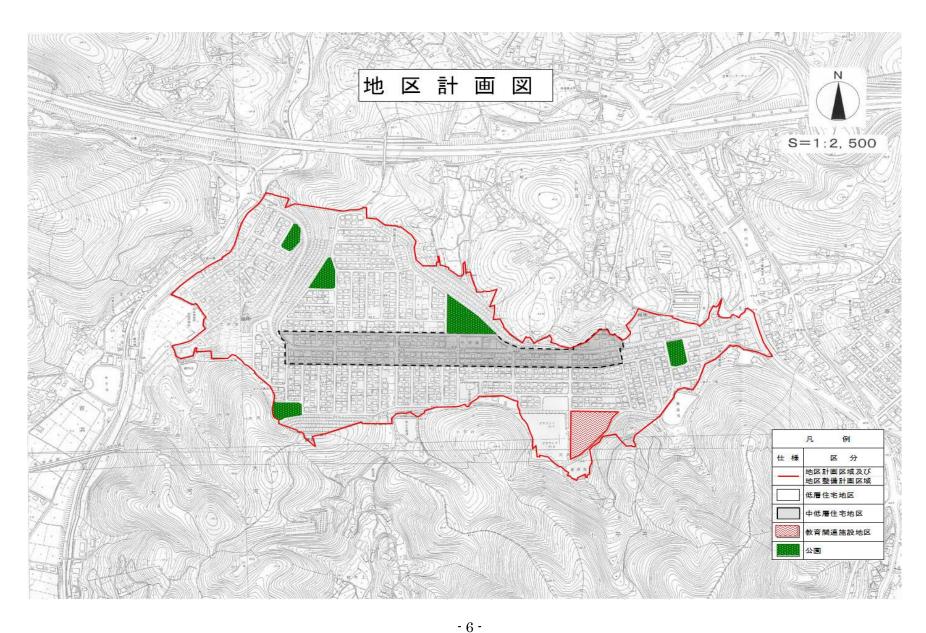
	(地位正備計画の区域下113、人のような関係がありよう。)								
建	区分の名称	低層住宅地区	中低層住宅地区	教育関連施設地区					
築	建築物の用途の制限	第一種低層住居専用地域の建築制限によります。	第二種中高層住 居専用地域の建築 制限によります。	教育等を目的とした建築物に限ります。					
物									
等	建築物の	150 n							
).).) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	T 0 th = 01240-24 D	_					
の	敷地面積	-	画の告示以前に造成						
		済みの150㎡未満の第	敷地については, 適用						
制		しません。							
限	建築物の高さ	10m以下	_						

建	区分の名称	低層住宅地区	中低層住宅地	教育関連施設地区							
築		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地									
	建築物の壁面	境界線までの距離は、1m以上とします。 き面 ただし、次のいずれかに該当するものについては適用しません。									
物	を										
	置その他これに類する用途に供するもの										
等	2. 軒の高さが2. 3m以下の自動車車庫										
		Mark . — 1 — 1		Oil Im fals							
0		道路に面する垣又は柵は、生垣あるいはネットフェンス・鉄柵等とし、ブロック塀その他これらに類するものは、築造してはいけません。									
制	垣又は柵の	ただし、次に掲げるも	のについては適用しませ	せん。							
	構造の制限	1. 高さ0. 6m以下のも 2. 門	₂ の								
限		3. 門の袖でその長さが2. 0m以下のもの									

	区分の名称	低層住宅地区	中低層住宅地	教育関連施設地区
建築	公告物の制限	設置することができる広告物(公告物とは屋外広告物法第2条第1項で定める屋外広告物をいう。ただし,国又は地方公共	設置することができる広 告物(公告物とは屋外広 告物法第2条第1項で定 める屋外広告物をいう。 ただし,国又は地方公共	
物		団体が表示する広告物 又はこれを掲示する物件 及び岡山県屋外広告物 条例第5条に規定するも のは除く)は、次に掲げる	団体が表示する広告物 又はこれを掲示する物件 及び岡山県屋外広告物 条例第5条に規定するも のは除く)は、次に掲げる	_
等のの		ものとする。 1. 自己の用に供するもの(岡山県屋外広告物条例第5条第2項第1	ものとする。 1. 自己の用に供するもの(岡山県屋外広告物条例第5条第2項第1	
制		号及び同項第2号に 定めるものをいう)でか つそれらの形状,色 彩,意匠その他表示の	号及び同項第2号に 定めるものをいう)でか つそれらの形状,色 彩,意匠その他表示の	
限		方法が美観を害さない もので次に該当するも の。	方法が美観を害さない もので次に該当するも の。	

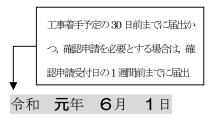
	1			
		① 広告板,立看板その	① 広告板,立看板その	
		他これらに類するもの	他これらに類するもの	
		は, 一辺の寸法が1.2	は,一辺の寸法が1.2	
		m以下で,かつ表示面	m以下で,かつ表示面	
建		積(同一敷地内に2以	積(同一敷地内に2以	
Æ		上の広告板等が有る	上の広告板等が有る	
		場合はその表示面積	場合はその表示面積	
给		の合計)が1.0㎡以下	の合計)が5.0㎡以下	
築		であること。	であること。	
		② 建築物の設置または	② 建築物の設置または	
₩		表示するものは,一辺	表示するものは,一辺	
部		の寸法1.2m以下で	の寸法1.2m以下で	
		かつ,表示面積(同一	かつ,表示面積(同一	
等		敷地内の建築物に2	敷地内の建築物に2	_
守		以上の広告物を設置	以上の広告物を設置	
		または表示する場合	または表示する場合	
Ø		は, その合計)が1.0	は,その合計)が5.0	
0)		㎡以下であること。 なお	㎡以下であること。 なお	
		設置または表示する広	設置または表示する広	
生山		告物は,当該建築物	告物は,当該建築物	
制		の壁面上端または軒	の壁面上端または軒	
		高及び側端から突き出	高及び側端から突き出	
限		さないこと。	さないこと。	
24		2. 当地区に係る宅地の	2. 当地区に係る宅地の	
		販売に関するもので,	販売に関するもので,	
		形状,色彩,意匠その	形状,色彩,意匠その	
		他表示の方法が美観	他表示の方法が美観	
		を害さないもの。	を害さないもの。	

※区域、地区の区分については、次頁の図を参照してください。



届出書の書き方(記入例)

地区計画の区域内における行為の届出書



笠 岡 市 長 殿

届出者住所笠岡市笠岡 1876 番地の 1氏名笠岡太郎電話番号(0865) 69-2138

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

広告物の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 笠岡市大井南22番1

4 設計又は施工方法 木造 2階建て

(1) 土	(1) 土地の区画形質の変更 区域の面積 m ²								m²			
(2)	(4)行為(為の種別 (^{建築物の建築} ・工作物の建設) (新築・改築						庭・増築	延・移転)			
建工築作	(p) 設				届出	部	分	届の	出以部	外分	合	計
物物物	計	(I)朝) 地面積								27	5.50 m²
建の	0	(Ⅱ)類	建築又は建設	面積	125	5.26	m²			m²	12	5.26 m²
築	概一	(Ⅲ)₹	延べ面積		180).25	m²			m^2	18	0.25 m²
又建	要	(IV)	寄さ	(V)用	途	専				用住宅		
は設		坩	2盤面から	8.5m	(VI)垣	又は	冊の	構造	Ì	生	け垣	
(3) 建築物等の (4)変更		更部分の延べ	で面積								m^2	
用途の変更 (ロ)変		更前の用途				(1)	変更	後の用	途			
(4)広告物の形態又は 意匠の変更		変更の内容										

- 備考 1.届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2.地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3.同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。

届出に必要な図面

届け出には、次の図面が2部必要です。

- 1. 土地の区画形質の変更にあっては、次に掲げる図面。
 - ①行為を行おうとする土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で 縮尺 1/1,000 以上のもの。
 - ②設計図(造成計画平面図, 縦横断面図)で縮尺 1/100 以上のもの。
- 2.建築物の建築又は工作物の建設にあたっては、次に掲げる図面。
 - ①敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺 1/100 以上のもの。
 - ②建築物又は工作物の各面の立体図並びに建築物の断面図及び各階平面図で, 縮尺 1/100 以上のもの。
 - ③付近見取図で縮尺 1/2,500 程度のもの。
 - ④その他参考となるべき事項を記載した図書。
 - ア)外構平面図(縮尺 1/200 以上で施設, 植栽等を記載したもの。なお, 垣又は柵については, 断面図をつけること)
 - イ) 屋外広告物に係わる仕様書, 形態図, 配置図(設置の状況を示す図面で着色したもの)
- 3. 建築物又は工作物の用途及び広告物の形態, 意匠の変更 前記2と同様

届出書の作成要領

○大きさ A4版(図面共) 210 mm×297 mm

○綴 方 左とじ

○表 示 図面右下に図面名,図面番号,縮尺を表示してください。

○委任 代理の方がおられる場合は、委任状を添付して下さい。

工事着手までの流れ

